

2.

裏面 記入例③

入してください

及び課税証明書等については次のとおりです（次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の課税証明書等を添付し

③ 離婚や死別等により親権者が一人の場合

①

☐ 親権者(両親)2名分

生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合

②

☐ 親権者1名分（アからウのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

☐ ア

親権者の1人が控除対象配偶者（同一生計配偶者）であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合

☐ イ

親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

☒ ウ

・離婚、死別等により親権者が1人の場合、
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③

☐ 未成年後見人 ☐ 名分。

親権者が存在せず、未成年後見人が複数選任され、そのうち1人が未成年後見人の職務に関する権限のみを行使すべき場合

④

☐ 生徒の生計をその収入により維持している場合

生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

⑤

☐ 主たる生計維持者1名分（アからウのいずれかの□にレ印を付けてください。）

☐ ア

生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合

☐ イ

主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

☐ ウ

・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等

⑥

☐ 生徒本人

・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、
・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦

☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人、主たる生計維持者）であり、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合

⑧

☐ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は主たる生計維持者の配偶者（同一生計配偶者）が、市町村民税所得割を課されていない場合

※必ず記入してください

保護者等の氏名、生徒との続柄及び保護者等の令和6年1月1日現在の住所（市区町村まで）
（上記⑦に該当する場合は記入不要）

保護者等の氏名

生徒との続柄

(ふりがな) きょうと いくお

京都 行男

生年月日

1981 年 1 月 1 日

☐ 生活扶助を受けている

令和6年1月1日現在の住所

京都 都道府県 宮津 市区町村

☐ 日本国内に住所を有していない。

※日本国内に住所を有していない期間
() 年 月 日・現在) まで

※収入、別荘、別荘等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

保護者等の氏名

生徒との続柄

(ふりがな)

父・母
その他
()

生年月日

年 月 日

☐ 生活扶助を受けている

令和6年1月1日現在の住所

都道府県 市区町村

☐ 日本国内に住所を有していない。

※日本国内に在住していない期間
() 年 月 日) から () 年 月 日・現在) まで

必ず確認、チェックしてください。

3. 確認

確認の上、必ず□にレ印を付けてください。）

☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 令和 年 月 日（学校において記入。）